

予算編成（一般会計）過程の公表について

予算編成作業は9月の予算編成方針策定から始まり、11月～2月の約3ヶ月半の査定作業を経て3月議会の予算案としてとりまとめられます。査定作業とは、翌年度の歳入見込みを勘案しつつ、各部・課から提出された予算要求書に計上されている事業の内容・事業額を精査し、実施事業などを決定していくもので、この間、内容により、課長、部長、助役、市長と段階を経て、繰り返し検討が重ねられていきます。この査定作業は、限られた歳入見込みの中で進められていくため、予算の都合により残念ながら不採択となる事業や当初より縮小される事業も数多くあります。こうした査定作業はこれまで公表されることはなく、最終的に予算案として議会に提出されるまで、明らかになっておりませんでした。そこで、当初は各課からどのような事業の要求があり、どのような事業が不採択となったのか、平成19年度予算編成の過程を公表することといたしました。すべての査定結果をお知らせすることは難しいですが、主な内容を掲載いたします。

一般会計歳入（款別） （千円）

款の名称	当初要求額	1月末現在最終調整額
市税	35,947,221	
地方譲与税	460,000	
利子割交付金	98,000	
配当割交付金	61,000	
株式等譲渡割交付金	166,000	
地方消費税交付金	1,648,000	
ゴルフ場利用税交付金	59,000	
自動車取得税交付金	510,000	
地方特例交付金	570,000	
地方交付税	60,000	
交通安全対策特別交付金	37,000	
分担金及び負担金	639,000	
使用料及び手数料	716,000	
国庫支出金	4,321,000	
県支出金	2,780,000	
財産収入	31,000	
寄附金	1,000	
繰入金	700,000	
繰越金	700,000	
諸収入	2,850,000	
市債	1,900,000	
合計	54,254,221	

歳入については、国や県の財政改革や制度の動向、翌年度の景気見通し等により判断します。国が発表する地方財政計画という地方財政見通しも重要な指標となります。財産収入や繰越金、市債などのようにある程度見通しのたつものと、市税や各種交付金のように景気や経済動向に左右され、予測の困難なものがありますが、できる限り実収入に近づけるように見積もっています。

来年度の歳入の動向についてご説明いたしますと、まず、市の収入の中で最も根幹となる市税（個人・法人市民税や固定資産税など）については、国の三位一体改革（国から地方への税源移譲など）により、前年度より大幅な増額を見込んでいます。これは総額で約3兆円国税（所得税）が減税となった分を住民税（市県民税）へと移譲したことによるものです。その他として税制改正により定率減税が廃止になったことによる増も含まれています。

なお、左記の歳入の当初要求額については、19年度予算を編成するために推計した額ですが、市債については、実施計画に充てる分を除いており、実施計画事業費が決定後に最終調整額として算出いたします。また、国庫支出金や県支出金は事業費の査定額により、今後変動が生じます。

一般会計歳出（款別）

（千円）

款の名称	第一次経費	第一次経費	第一次経費最終額	第二次経費	第二次経費	第二次経費最終額	第一次・第二次経費最終額合計
	当初要求額	12月末現在 第一回調整額	1月末現在 最終調整額	当初要求額	12月末現在 第一回調整額	1月末現在 最終調整額	1月末現在 最終調整額
議会費	301,473						0
総務費	2,273,749			16,615,226			0
民生費	846,000			14,754,821			0
衛生費	1,841,848			2,703,127			0
労働費	230,471			7,652			0
農林水産業費	119,586			142,061			0
商工費	555,927			29,816			0
土木費	1,009,808			4,606,063			0
消防費	214,786			212,104			0
教育費	2,567,047			3,033,778			0
公債費				5,605,999			0
諸支出金				3,000			0
予備費							0
合計	9,960,695	0	0	47,713,647	0	0	0

主な査定の経過（今回は当初要求額の公表です。）

歳出予算については、第一次経費（主に経常的な経費）と第二次経費（主に政策的な経費）とに分けて要求があります。第一次経費は各課で必要な消耗品や物品のリース料など市の通常の業務に要する経費を、あらかじめ各部局に枠予算として配当し、各部内で配当額を自由に（各部内での優先順位に従って）予算化するものです。予算には食糧費の単価など一定の基準がありますが、そうした基準に従っていて、かつ、配当額の範囲で収められた第一次経費については、部の考え方を尊重し、原則としてそのまま予算を認めます。ただし、市長ほか理事者がヒアリングを行った結果、特に必要な経費が追加される場合もあります。上記の第一次経費は各部の当初の要求額を掲載しておりますが、今後財政担当者が査定し、最終調整額は市長等理事者の意見を取り入れて最終決定いたします。